

平成二十五年十一月一日受領
答 弁 第 二 二 二 号

内閣衆質一八五第二二号

平成二十五年十一月一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出東京都三鷹市で起きたストーカー女子高生殺害事件に係る警視庁の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出東京都三鷹市で起きたストーカー女子高生殺害事件に係る警視庁の対応等に関する質問に対する答弁書

一について

警察庁においては、御指摘の事件に関し、例えば、本年十月四日に被害者が通っていた学校の教員から警視庁杉並警察署が問合せを受けた事実、同月八日の午前中に同庁三鷹警察署が被害者及びその両親から相談を受けた事実、同日中に同署の署員が被疑者に対し口頭警告をするために被害者から聴取した電話番号の携帯電話に電話をかけた事実及び被疑者が同日は当該携帯電話を所持していなかった事実について、同庁からこれまでに報告を受けて承知しているが、御指摘の事件への対応の詳細については、現在、同庁において事実関係を確認中であると承知しており、現時点でお尋ねにお答えすることは困難である。

二について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

三について

警察庁としては、御指摘の事件への対応の詳細について事実関係の確認を行うよう警視庁を指導したと

ころであり、現在、同庁において事実関係を確認中であると承知しており、現時点でお尋ねにお答えすることは困難である。